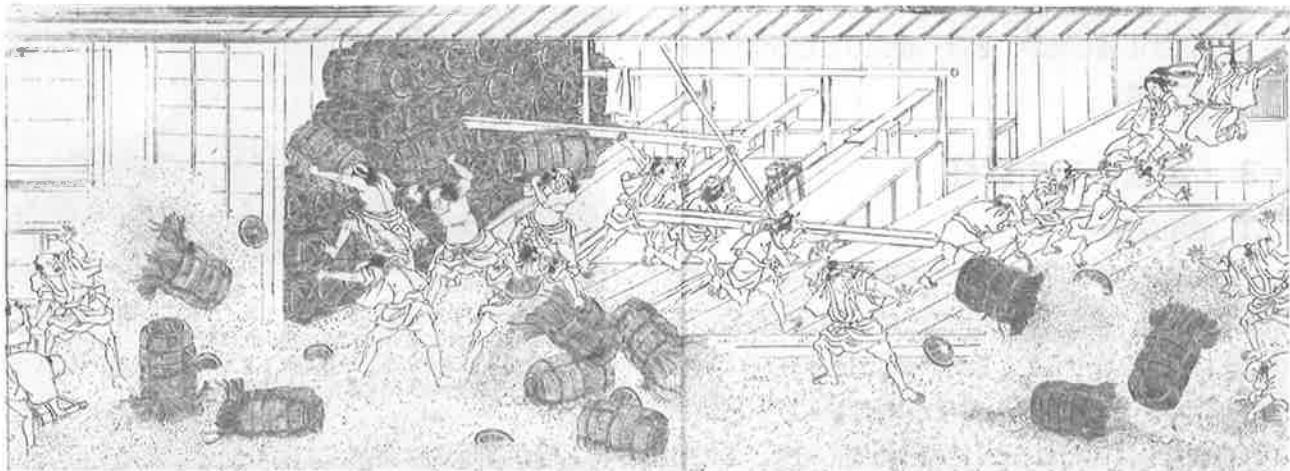


松平定信とその時代③

江戸の打ちこわしと老中就任

江東区深川江戸資料館



天明7年(1787)、諸国では深刻な飢饉^{ききん}が発生しました。のちに「天明の飢饉」と呼ばれるこの飢饉を発端に諸国で打ちこわしが発生しました。その責任は当時の幕府内で力を持っていた田沼意次および田沼派へと向けられ、彼らは失脚へと追い込まれます。その後に老中に就任したのが松平定信です。定信は、田沼時代の商業資本を抑制、封建的秩序の回復とともに、農村復興による財政基盤の安定を目指として寛政の改革を断行していきます。

本号では、田沼意次から松平定信の政権へと移行する契機となつた打ちこわし、そして定信の諸政策の中で、のちに重農主義^{じゅうのうのう}とよばれる政策について取り上げます。

1 田沼時代の世相

田沼意次が老中職にあった宝暦・天明期は、商業資本の発達に伴い、米を中心とする重農主義と呼ばれる政策から重商主義の政策へと転換したといわれる時代です。かつて8代将軍吉宗が行った政策(享保の改革)が重農主義を特徴とするのに対して、田沼は商業資本を重視した経済政策を行いました。

最近の研究では、こうした田沼意次の経済政策に対する評価は高くなっています。商業資本を重視する政策は、流通経済を活発にし、江戸はその中心として発展します。

しかし一方、農村では地主制の拡大、没落農民の

細谷松茂「幕末江戸市中騒動図」東京国立博物館蔵
上図は、米屋が打ちこわしに遭っている様子です。主に米屋など、富商の家々が打ちこわしの被害を受けました。

増加、農民の都市流入が起り、年貢米を基盤とする幕藩領主の財政は悪化していきます。幕府はこれに対処するため、大名への負担転嫁、儉約令、商品生産や流通、請負等からの運上・冥加金^{うんじょう みょうがきん}の徴収等を実施しました。それでも、商業資本に重きを置いたがため、幕府役人との癒着、賄賂の横行、物価操作が横行するようになりました。

2 天明の飢饉と江戸打ちこわし

天明年間(1781~89)、冷害や浅間山の噴火(天明3年)による降灰や大火、洪水等の天災などを原因として飢饉が発生しました。江戸三大飢饉の一つ、天明の飢饉です。その影響で作物は不作、米価は高騰し、商人による買い占めや売り惜しみに拍車がかかりました。

天明7年5月20日、このような背景から江戸で打ちこわしが勃発しました。施米や米の安売りを要求する困窮者たちによって、米を買い占めていると思われる米穀商や、質屋・酒屋などが打ちこわしに遭いました。

「去年五月廿日以来町々米屋其外打壊及狼藉候者共御仕置奉伺候書付」(『東京市史稿』産業篇 第30所収)によると、赤坂の米屋など20軒ほどが大勢の者に押し込まれ、同時期に深川・四谷・青山辺りで多くの米屋が打ちこわされました。翌21日昼頃には、その波は芝金杉辺りから本芝・高輪、新橋・京橋へと拡大し、

夕方には日本橋や神田、さらに本郷一帯にまで広がりました。騒動が鎮静に向かったのは 24 日のことでした。

深川地域では、六間堀町（現在の江東区常盤周辺）の者たちが、森下町の米穀商の店に押しかけ施米を求めました。ところがすぐに取り合ってもらえないことから、彼らは家の中へ踏み込み、建具や家財などを打ちこわしましたが、米は一粒たりとも盗まなかつたといいます。

3 定信の老中就任

(1) 老中就任へ

田沼意次の失脚後、定信を老中へと推す動きがありました。幕閣内の旧田沼派が反対したため、すぐには実現しませんでした。しかし江戸の打ちこわしの対応をめぐって、その責任が田沼および旧田沼派の幕閣たちに問われることとなります。結果、この打ちこわしをきっかけに田沼派の幕閣たちは解任され、天明 7 年（1787）6 月、定信が老中に就任することになります。

天明 8 年（1788）正月、定信は信仰する吉祥院大聖歓喜天に願文を捧げます。その内容は、「金銭や穀物が滞りなく流通し、世上が平穏になるよう、自分の一命のみならず妻子の命をも懸けます。もしこの願いが叶わなければ、いますぐ私の命を奪ってほしい」というもので、金銭や穀物の流通、世上の平穏を自らの命だけでなく、妻子の命をも懸けて願いました。

蘭学医杉田玄白は『後見草』の中で、「若此度の騒動なくば御政事は改るまじきなど申人も待りき」と述べています。天明期の飢饉や江戸打ちこわしをはじめとする全国的な一揆や打ちこわしがなければ、田沼意次や田沼派幕閣による「御政治」が改まることがなかっただろうと言う者もいたというのです。天明期に発生する全国的な一揆や打ちこわしが定信の老中就任に大きな影響を与えたといえるでしょう。

(2) 幕府の課題

定信が老中に就任したのは、幕府が天明の飢饉に起因する諸問題を抱えていた時期です。その中で克服すべき問題点として、①武士の士風の低下、②農村で貧富の差が拡大し没落する農民、③潰百姓（年貢を納められなくなった百姓）が都市に流入し、打ちこわし予備軍を擁する下層貧民層が肥大化した



松平定信筆「松平定信自画像」天明 7 年（1787）鎮國守国神社蔵
上図は定信が老中に就任した際に描いた自画像です。絵の隅には、乱れた世の中を治めて正しい状態にもどし、賞罰を厳正に行いたいという、改革に対する決意が示されています。

こと等が挙げられます。これらの問題に対処するため、定信は綱紀肅清をはかり、新たな人材登用を行います。また本百姓体制の再建や都市秩序の維持といった課題への対処を通して、民衆蜂起の再発防止と幕府財政の建て直しがはかられました。

4 寛政の改革

(1) 田沼時代の払拭

老中に就任した定信が力を入れたのが、都市政策と結びついた農村政策です。きゆうりきのうれい でかけい 旧里帰農令、出稼ほうこうにん しちぶつみさんれい 奉公人制限令、物価引下令、七分積金令、石川島いしかわじま 人足寄場設置令、出版統制令等々が挙げられます。都市、とりわけ江戸の社会秩序の再建がなされました。

(2) 「旧里帰農令」

江戸の社会秩序を動搖させた大きな要因は、多数の農民が都市（江戸）に流入したことありました。それに対する政策の一つとして定信は、寛政 2 年（1790）に「旧里帰農令」を出します。おふれがきでんぼうしゅうせい 『御触書天保集成』に収録された条文によると、「農村から離村し江戸に流入してきた者が、故郷に帰りたいと思うのであれば、路用金（旅費）が無かつたり、帰っても夫食（食料とする米穀）や農具代など差し支えるときは、町役人に介添えを願いでるように。吟味の上、その手当てを渡す」とあり、江戸に流入した農民に帰農を奨励しています。しかし、この政策には強制力がなかったため帰農する者は少なく、結果的に効果はありませんといわれています。